

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について（昭和49年7月26日構造改善局防災課長通知）一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>3 計画概要書の取扱いについて (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 総合単価を使用して申請額が500万円以上の計画概要書を作成する場合には、本工事費の算定にあたり、別に定める取扱いにより補正を行うものとする。</u></p>	<p>3 計画概要書の取扱いについて (1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

附則

この通知は、平成29年2月1日から施行し、平成29年1月1日以後に発生した災害について適用する。